

傍 聴 要 領

大阪市障がい者施策推進協議会
発達障がい者支援部会

1 傍聴手続

- ① 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、部会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- ② 傍聴の受付は、先着順に行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- ① はちまき、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- ③ 飲食または喫煙をしないこと
- ④ 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- ⑤ 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- ⑦ その他会場の秩序を乱しまたは会議の支障となるような行為をしないこと

3 会場の秩序維持

- ① 傍聴者は、会場においては、部会長又は事務局の指示に従ってください。
- ② 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。